



『新型コロナウイルスに関連する感染症防止』について(3) ～飛沫感染防止のための透明カーテンの設置～

当社では、新型コロナウイルスに関連する感染症防止として、飛沫感染防止のための透明ビニールカーテンを、6月1日より順次タクシー車両に設置しております。



飛沫感染防止のための透明ビニールカーテン(タクシー車内)

なお、以下の感染症防止につきましても、引き続き行ってまいります。

■営業所及びタクシー・ハイヤー車両

- アルコールを使用した消毒・除菌を徹底
- 運行中の車両においては、一営業終了毎に車両等を消毒
- タクシー車両における飛沫感染防止のための透明カーテンの設置(順次設置)**

■乗務員の健康管理

- 事業所にてマスク及び感染予防ハンドブックを配布
- こまめな手洗い・うがいの励行
- 始業時には、非接触型体温計にて体温の計測及び記録を行い、健康状態を確認
- 熱があり健康状態の疑わしい乗務員については、乗務に就かないよう指示し、病院での診断を受ける

感染防止のための取り組み



車内の消毒



非接触型体温計による体温計測



飛沫感染防止のための透明ビニールカーテン
(営業所内)



適切な距離を保つための印
(営業所内の床)

ご利用のお客様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上